

2024 年 11 月 5 日
一般社団法人 日本船主協会

海賊対処行動等に関する活動の継続について
(明珍会長コメント)

11 月 5 日の閣議において「海賊対処行動」および「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」の 1 年間の延長が決定されました。

我が国外航海運業界としては、ソマリア沖・アデン湾において、ハイジャックを伴う海賊事案が 2023 年から再び発生し始め、当該海域の脅威は引き続き存在することから、自衛隊および海上保安庁による海賊対処行動は必要不可欠であると考えます。

加えて、ホルムズ海峡およびオマーン湾の状況に加え、イエメン周辺海域ではホーシー派による商船への攻撃が頻発している状況において、自衛隊による情報収集活動も我が国商船隊の安全航行に重要であると考えます。

今回、これらの活動が継続されることが決定されたことを歓迎するとともに、日本船主協会としても、引き続き、政府と緊密に情報の共有・連携を行い、安全対策を徹底しつつ、我が国に必要な物資を確実に輸送するとの社会的責任を果たすため、あらゆる努力を行っていく所存です。

<参考：今回の閣議決定における変更のポイント>

1. 「海賊対処行動」

期間： 令和 6 年 11月20日から令和 7 年 11月19日までの間

2. 「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」

期間： 令和 7 年 11月19日まで

以上